

# 公 示

近運自二公示第51号

## 道路運送法施行規則第55条の規定による事案の公示

これらの事案に関して意見聴取の申請をしようとする利害関係人は、公示の日から10日以内に事案の関する土地を管轄する運輸支局長（運輸監理部長）を經由して当局まで、道路運送法施行規則第57条に規定する申請書を提出されたい。

令和8年3月23日

近畿運輸局長 服部 真樹（公印省略）

記

事案番号	事案概要	営業区域	運賃適用地域
1~2	<p>運賃改定申請（令和8年3月23日時点）</p> <p>普通車の場合</p> <p>距離制運賃</p> <p>① 初乗運賃・初乗距離 600円 1.2km</p> <p>② 加算運賃・加算距離 100円 216m ~ 219m</p> <p>③ 時間距離併用制運賃（毎時10km以下で適用） 100円 1分20秒</p> <p>時間制運賃 30分までごとに 2,850円</p> <p>※申請の詳細については別紙のとおり</p>	<p>中部交通圏 中丹交通圏 丹後交通圏</p>	<p>京都北部地区</p>

以上

【京都北部地区】

事案 番号	要請者名	運賃及び料金																				
		距離制運賃												時間距離併用運賃(10km/h以下)						時間制運賃(30分までごとに)		
		特定大型				大型				普通				特定大型		大型		普通		特定大型	大型	普通
		初乗		加算		初乗		加算		初乗		加算		時間	運賃	時間	運賃	時間	運賃	運賃	運賃	運賃
		距離	運賃	距離	運賃	距離	運賃	距離	運賃	距離	運賃	距離	運賃									
1	日本交通(株)(福知山)					1.2km	640円	192m	100円	1.2km	600円	216m	100円			1分10秒	100円	1分20秒	100円	3,450円	3,200円	2,850円
2	日本交通(株)(舞鶴)					1.2km	640円	195m	100円	1.2km	600円	219m	100円			1分15秒	100円	1分20秒	100円	3,450円	3,150円	2,850円